

第465回今別町議会定例会会議録（第3回）

第1日（3月11日 13：30開会）

出席議員 7名

1番	本間 闘士 君	2番	太田 英一 君
3番	田中 哲也 君	4番	小倉 潤二 君
5番	成田 精市 君	6番	本郷 良克 君
7番	福士 和比古 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 久 彰 君
教 育 長	勝 野 義 彦 君
会 計 管 理 者	川 村 一 樹 君
税 務 会 計 課 長	
総 務 課 長	嶋 中 拓 実 君
企 画 財 政 課 長	岩 渕 健 君
町 民 福 祉 課 長	佐 渡 慶 剛 君
建 設 水 道 課 長	平 山 寛 哉 君
産 業 観 光 課 長	山 田 基 君
教 育 課 長	中 嶋 正 文 君
総 務 課 長 補 佐	遠 田 剛 洋 君
企 画 財 政 課 長 補 佐	太 田 和 泉 君
町 民 福 祉 課 副 参 事	山 崎 真 直 君
産 業 観 光 課 長 補 佐	田 中 讓 君
代 表 監 査 委 員	田 中 裕 文 君

職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	平 山 治 門 君
事 務 補 助 員	澤 田 祝 子 君

○議長

(本郷 良克 君)

ただいまの出席議員は7名であります。よって会議を再開いたします。

日程に従いまして、議案審議を行います。議案第13号から議案第19号まで一般会計及び特別会計予算につき、一括議題に供します。

この7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託して審査されたもので、その結果について委員長より報告を求めます。

○予算委員長

(福士 和比古 君)

予算特別委員会の審議結果について報告いたします。第465回定例会において、予算特別委員会に付託された議案第13号から議案第19号までの、令和3年度各会計予算7案について慎重に審議を行い、令和3年度今別町一般会計予算外6案は、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長

(本郷 良克 君)

お諮りします。議案第13号について、委員長報告のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「異議あり」の声あり。)

○議長

異議ありの声がありますので、これより討論を行います。まず、原案に反対する者の発言を許します。発言者は何人ですか、3人。賛成議員は、3人。

反対議員の発言を求めます、本間闘士議員。

○1番

(本間 闘士 君)

私は、第13号議案の中にあります「町道山の上線道路改良工事」「小学校改修工事」及び「給食センター整備事業」「除雪ステーション建設工事」の予算に関しては、賛成できません。主な理由といたしまして、まず、「町道山の上道路改良工事」ですが、地域住民の皆様の賛同が得られていません。現在実施しているアンケートの結果の公表、または住ま

○1 番 われている方の同意書など、地域住民の了承が得られたと、納得できる状況がそろってから改めて予算を計上すべきと考えます。

次に、「小学校改修工事」及び「給食センター整備事業」に関してですが、まず行政側からこの事業に関して詳しい説明をいただきたい。私たちが知らないこともまだまだ多いので、きちんと説明を受けた上で、議会を通して議論を行っていく必要があると思います。また、協議会では話し合いが行われたそうですが、それは一部の方の理解に過ぎません。小学校にいる児童数も限られていることですので、全保護者の皆様への説明を行う、またはアンケートを取るなどをして了解を得られたという状況の上で予算計上をしていただきたい。そのため、今回の予算計上は賛成できません。

最後に、「除雪ステーション建築工事」であります。半分以上が補助金で賄われるとはいえ、財政への負担を考えると先へ延ばしても良いのではないかと思います。また、総額1億を超える規模の事業は、議会の承認を得た上で執行すべきと私は考えます。

以上のことから、私は第13号議案に反対です。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかに反対意見ありませんか。
田中議員。

○3 番 (田中 哲也 君)
私も、1番議員同様で、山の上線、または除雪ステーション、今別校舎の件に関しては1番議員と考えが同じですので、反対したいと思います。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかに反対意見ありませんか。
5番、成田議員。

○5 番 (成田 精市 君)
私も、1番議員と同様、山の上線、または除雪ステーション、小学校改修、給食センター、こちらは反対であります。

○議長

(本郷 良克 君)

ほかにありませんか。

次に、賛成者の発言を求めます。2番、太田議員。

○2番

(太田 英一 君)

今反対意見を言われた方は3名ですけれども、私は、この予算を作成する上で、事前の説明を何回も受けております。なおかつ、この予算執行に当たっての条件的なことも説明を受けています。なおかつ、山の上線に関しては、地権者並びに地元住民の理解を十分得てから実行するというので、この予算書に提案した理由としては、国とかの協議を終了して、本予算を、町のほうでこれから実施する予定があるという意思表示です。必ずしも今年度着工・完成するというものではありません。国・県に対しての予算書の提示の仕方は皆さんご存じのとおり、事業を実施する旨を、伝えるものです。必ずしも、これを完遂するという意味ではありません。予算なくして事業の推進、協議はできません。

なおかつ、小学校、給食センターの件についても、これは、並行して協議して推進するという意味合いの予算書であって、必ずしも今ここで、この予算が可決されたから実施する、ただちに着工するというものではありません。

国、県、町の予算の作り方というのは、あくまでも予算です。実施可能にする、実施を試みる、ということであって、これを完遂するという意味合いのものではありません。予算主義と現金主義の違いを十分理解した上で、この予算主義の行政のあり方を理解していただいて、皆さんの賛同を求めます。

○議長

(本郷 良克 君)

ほかにありませんか。

4番小倉議員。

○4番

(小倉 潤二 君)

私も、2番議員と同じ理由で賛成です。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
7番、福士議員。

○7番 (福士 和比古 君)
今、特別委員会の協議の件、初めて今3人の方から反対意見が出たんですが、3人の方にかがいたいんですけれども、皆さんにとって特別委員会とは何なんですか、そうすると。今話をしたことが、特別委員会で何で出てこなかったんですか。その辺を考えれば、ただ単に、反対のための反対みたいにしか聞こえてきません。特別委員会に諮ったときと、今日と、まったく議案の内容は変わっていないんですよ。まったく一緒なんです。特別委員会の時、私が「意義ございませんか」と言ったとき、皆さんで「意義なし」とはっきり言っているんです。今日になって、何で異議が出るんですか。意義が悪いとは言わないんですが、意義があったのであれば、せっかく作った特別委員会の中で充分話し合いをしましょうというふうに、私何度も繰り返して話をしたはずですよ。それが特別委員会で一言も出てこなくて、今日この時点が出る、まず採決をする前に、この内容を私は聞きたいんです、3人の反対の方に。何で今日なのか、議長からそれを聞いてください。

○議長 (本郷 良克 君)
福士議員に言います。特別委員会のほうには採択権は、決議権はありません。

(7番議員「もう1回言ってください」の声あり。)

特別委員会のほうには、採決の決定権はありません。あくまでも本議会で決定をいたしますので。

7番議員。

○7番 (福士 和比古 君)
それはもちろん分かっています。であれば、特別委員会を作る必要がなくなってしまうのではないかと。特別委員会でこ

○議長

員の起立を求めます。

(6名起立)

起立多数、よって議案第13号は原案どおり可決されました。 【14:21】

お諮りします。議案第14号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「意義なし」の声あり。)

○議長

意義なしと認めます。よって議案第14号は原案どおり可決されました。 【14:22】

お諮りします。議案第15号について委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「意義なし」の声あり。)

○議長

意義なしと認めます。よって議案第15号は原案どおり可決されました。 【14:22】

お諮りします。議案第16号について委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「意義なし」の声あり。)

○議長

意義なしと認めます。よって議案第16号は原案どおり可決されました。 【14:22】

お諮りします。議案第17号について委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「意義なし」の声あり。)

○議長

(本郷 良克 君)

意義なしと認めます。よって議案第 17 号は原案どおり可決されました。 【14:22】

お諮りします。議案第 18 号について委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「意義なし」の声あり。)

○議長

意義なしと認めます。よって議案第 18 号は原案どおり可決されました。 【14:23】

お諮りします。議案第 19 号について委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「意義なし」の声あり。)

○議長

意義なしと認めます。よって議案第 19 号は原案どおり可決されました。 【14:23】

○議長

議案第 20 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

【議案第 20 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について】

○総務課長補佐

(遠田 剛洋 君)

よろしくお願いたします。議案第 20 号についてご説明いたします。20 ページをご覧ください。

議案第 20 号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてでございます。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令

○総務課長補佐

和 3 年 3 月 31 日をもって、青森県市町村総合事務組合から、十和田地区環境整備事務組合を脱退させる等のため、青森県市町村総合事務組合規約を、次のとおり変更するものです。

提案理由といたしまして、青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区環境整備事務組合が、令和 3 年 3 月 31 日をもって解散すること及び、規約の諸用の整理を行うことに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合事務規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき議会の議決を要するものです。

21 ページをご覧ください。青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。青森県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第 1 中、十和田地区環境整備事務組合を削る。別表第 2、第 8 号の票中、十和田地区環境整備事務組合削り、同表第 10 号の表中、並びに農業災害補償法第 87 条の 2、第 3 項及び第 8 項の規定に基づき徴収する共済掛け金等及び延滞金を削る。

附則といたしまして、この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。以上、よろしく願いいたします。

○議長

(本郷 良克 君)

議案第 20 号を審議願います。

(「意義なし」の声あり。)

○議長

議案第 20 号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第 20 号は原案どおり可決することにご意義ありませんか。

(「意義なし」の声あり。)

○議長

意義なしと認めます。よって議案第 20 号は原案どおり可決されました。 【14:27】

議案第 21 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

【議案第 21 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合格約の変更について】

○総務課長補佐

(遠田 剛洋 君)

よろしくお願ひいたします。議案第 21 号について説明いたします。22 ページをご覧ください。

議案第 21 号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合格約の変更について。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日をもって青森県市町村職員退職手当組合から、十和田地区環境事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更するものです。

提案理由といたしまして、十和田地区環境整備事務組合が令和 3 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合格約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき議会の議決を要するものです。

23 ページをご覧ください。青森県市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。青森県市町村職員退職手当組合格約の一部を次の用に変更する。別表第 1 中、十和田地区環境整備事務組合を削る。

附則といたしまして、この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長

(本郷 良克 君)

議案第 21 号を審議願ひます。

(「意義なし」 の声あり。)

○議長

議案第 21 号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第 21 号を原案どおり可決することにご意
義ありませんか。

(「意義なし」 の声あり。)

○議長 (本郷 良克 君)
意義なしと認めます。よって議案第 21 号は原案どおり可決されました。 【14:32】

議案第 22 号の審議の前に、地方自治法第 117 条の規定により、1 番 本間 闘士 議員の除席を求めます。

(1 番 本間 闘士 議員 退席。)

○議長 議案第 22 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

【議案第 22 号 今別町監査委員の選任について】

○総務課長補佐 (遠田 剛洋 君)
よろしくお願ひいたします。議案第 22 号について説明いたします。24 ページをご覧ください。

議案第 22 号、今別町監査委員の選任についてでございます。今別町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求めるものです。

提案理由といたしまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。25 ページをご覧ください。

住 所 : 今別町大字浜名字中宇田 1 番地 1

氏 名 : 本 間 闘 士

生年月日 : 昭和 59 年 10 月 25 日

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 (本郷 良克 君)
議案第 22 号を審議願ひます。

(「意義なし」の声あり。)

○議長 議案第 22 号の質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第 22 号を原案どおり同意することにご意
義ありませんか。

(「意義なし」の声あり。)

○議長 (本郷 良克 君)
意義なしと認めます。よって議案第 22 号は原案どおり同意されました。 【14:32】

1 番 本間 闘士 議員の入場を許可します。

(1 番 本間 闘士 議員、入場。)

○議長 本間 闘士議員に挨拶をお願いします。

○1 番 (本間 闘士 君)
ただ今、監査委員に任命されました、本間 闘士です。与えられた職務を全うし、公平、公正な監査に努めますのでよろしくお願い致します。

○議長 (本郷 良克 君)
議案第 23 号を議題に供します。事務局の説明を求めます。

【議案第 23 号 人権擁護委員の候補者の推薦について】

○総務課長補佐 (遠田 剛洋 君)
よろしくお願いいたします。議案第 23 号について説明いたします。26 ページをご覧ください。

議案第 23 号、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員の候補者に、次の者を推薦したいので意見を求めるものです。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。27 ページをご覧ください。

住 所 : 今別町大字今別字西田 182 番地 1

氏 名 : 中野 信孝

生年月日 : 昭和 27 年 4 月 8 日

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 (【本郷 良克 君】)
議案第 23 号を審議願います。

(「意義なし」の声あり。)

- 議長 (本郷 良克 君)
議案第 23 号の質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第 23 号は原案どおり同意することにご意義ありませんか。
- (「意義なし」の声あり。)
- 議長 意義なしと認めます。よって議案第 23 号は原案どおり同意されました。 【14:35】
- 議長 次に、陳情の審査付託の件を議題といたします。総務文教常任委員長の報告を求めます。
- 総務文教常任委員長 (成田 精市 君)
総務文教常任委員会からご報告申し上げます。本定例会において付託された陳情の審査結果について報告いたします。
3 月 10 日、委員会を開催し審査したところ、陳情受理番号 7 号の「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」に関してであります。
資料配付と決定いたしましたので、ここにご報告いたします。
- 議長 (本郷 良克 君)
陳情受理番号 7 号は、委員長報告のとおり決定することにご意義ありませんか。
- (「意義なし」の声あり。)
- 議長 意義のないものと認めます。陳情受理番号 7 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。
- 議長 お諮りします。会期の変更について議題といたします。会議に付された案件はすべて議了したので、会議規則第 7 条の規定により繰り上げ変更し、本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思っておりますがこれについてご意義ありませんか。
- (「意義なし」の声あり。)

○議長

(本郷 良克 君)

意義なしと認めます。第 465 回定例会を閉会いたします。どう
もご苦勞様でした。 【14:37】

会議の経過を記載してその相違ないことを証明するためにここに署名する。

今別町議会議長.....

会議録署名議員 1 番.....

会議録署名議員 2 番.....